

名古屋市鯉城学園「陶芸実習指導員」募集要項

令和6年8月
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

名古屋市社会福祉協議会 名古屋市鯉城学園「陶芸実習指導員」の採用試験を次のとおり実施します。

名古屋市鯉城学園とは

名古屋市鯉城学園条例に基づき、高齢者の教養、生きがいの向上及び社会的活動への参加促進に寄与することを目的に設置された学園です。

鯉城学園の詳細な内容は、ホームページ (<https://kojogakuen.com/>) をご覧ください。

楽陶館とは

楽陶館は、名古屋市鯉城学園陶芸専攻の実習施設として設置され、週2日の授業と週1日のクラブ活動に使用するほか、名古屋市民を対象に陶芸体験コース、初心者のための入門コース、経験者のための研究コース、夏休み子ども陶芸教室など各種の陶芸教室を開催しています。

陶芸専攻とは

この専攻では、「陶芸に関する基礎的な知識と技術を習得し、創作のよろこびを味わい鑑賞力を高めて、日常の生活を豊かにする」ことを目標に掲げ、目標に沿った専門講座を各学年年間約20回開講します。1学年の定員は40名（2学年で80名）です。

1 募集職種、採用人員、受験資格、業務内容

(1) 募集職種、採用人員、受験資格、業務内容

募集職種	陶芸実習指導員
採用人員	1名
受験資格	次の(1)(2)の <u>いずれかに該当する方</u> (1) 学校教育法に定める大学（短期大学を含む）・専修学校・高等学校において陶芸を専攻する学科を卒業した方、またはそれに類する学校・専門校を修了した方 (2) 陶芸の指導業務に従事した経験を通算1年以上有する方 ※ 採用試験申込書提出の際、上記(1)または(2)を証明する書類の写しをご提出ください。 (1)の例：卒業証明書、成績証明書 等 (2)の例：経験を証明する書類（在職証明書、給与明細書 等）
業務内容	名古屋市鯉城学園楽陶館において実施する陶芸（陶芸専攻における専門講座、陶芸クラブ、市民を対象とした陶芸教室、卒業生組織の支援）の指導業務及び施設・設備の整備

(2) その他

次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

2 採用予定日

令和6年10月1日以降

3 採用試験

(1) 日時

受験希望者と相談の上、採用試験の実施が可能な日時で決定

※採用試験当日は試験開始 15 分前までに集合（試験会場の開場：試験開始 45 分前）

(2) 会場

名古屋市総合社会福祉会館（名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号）

(3) 試験内容

①小論文試験 60 分間（100 点）

②面接試験 約 20 分間（180 点）

※面接試験は、順番に行います。受験者数により長時間お待ちいただくことがあります。

（面接の順番によっては、小論文試験終了後から面接開始までの時間、一時外出可とする場合があります。）

・小論文、個別面接のどちらか一方でも受験されなかった場合は失格となります。

・得点率が合格最低基準（満点の 60%）に満たないときは、総合順位が採用予定人数の範囲内にある場合でも不合格となります。

(4) 試験結果の発表

採用試験日から 2 週間以内に受験者全員に通知します。

なお、合否について電話等による問い合わせには応じられません。

(5) 注意事項

不正行為等の防止の観点から、試験会場内における携帯電話等の通信機器の操作や、一切の情報の送受信等を禁止します。試験会場に到着する前に、通信機器の電源を切り、必ずかばんの中にしまってください。以上の内容について違反が確認されたときは、当該受験を無効とする場合があります。

4 試験結果の開示

試験成績については、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
不合格者	総合順位 総合得点 試験種類別得点	・採用試験日の翌日から 30 日 （土・日・祝日・振替休日を含む） ・8 時 45 分から 17 時 30 分 まで（12 時～13 時は除く）	名古屋市社会福祉協議会総務部において、必ず受験者本人が①運転免許証、旅券、健康保険証等の身分証明書及び②受験番号票（試験当日にお渡しするもの）を提示して口頭で申し出てください。

(注)・ 請求できるのは受験者本人が直接名古屋市社会福祉協議会に来所した場合のみです。
（代理による請求はできません）また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

・ 必要提示書類（身分証明書及び受験番号票）がない場合は開示できません。

5 試験合格者の発表から採用まで

(1) 試験合格者には採用に向けて令和 6 年 9 月中旬以降に健康診断を受けていただき、関係書類を提出していただきます。

(2) 傷病等により職務に支障があると認められる場合等には、採用されないことがあります。

(3) 受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

